

越谷市立中学校における 学校部活動ガイドライン

令和6年10月改定

越谷市教育委員会

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I 学校部活動の基本的な考え方 | |
| 1 学校教育における学校部活動の位置付け | 2 |
| 2 学校部活動の意義 | 2 |
| 3 学校部活動実施上の留意点と配慮事項 | 3 |
| II 教育委員会が実施する施策 | |
| 1 中学校における学校部活動のガイドラインの策定 | 4 |
| 2 社会教育施設等及び社会教育関係団体等の各種団体との連携 | 4 |
| 3 部活動外部指導者等の活用 | 4 |
| 4 指導・運営に係る体制の構築 | 5 |
| 5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し | 5 |
| III 学校が実施する施策 | |
| 1 学校部活動の設置 | 6 |
| 2 学校の学校部活動に係る活動方針の策定と公表 | 6 |
| 3 各学校部活動の活動計画と公表 | 6 |
| 4 部活動外部指導者等の活用 | 7 |
| 5 事故防止及び健康管理 | 7 |
| 6 校外における活動 | 8 |
| 7 学校部活動指導上の配慮事項 | 8 |
| IV 休養日及び活動時間の基準 | |
| 1 休養日 | 10 |
| 2 活動時間 | 10 |
| 3 大会等への対応 | 11 |
| V 生徒及び保護者に対する配慮 | |
| 1 学校部活動への所属 | 12 |
| 2 生徒の主体性の育成 | 12 |
| 3 会計及び経済的負担 | 13 |
| VI 新たな地域クラブ活動 | 14 |

はじめに

学校を取り巻く環境、社会が大きく変化する中、中学校における学校部活動についても、その在り方が変化してきました。平成元年の中学校学習指導要領の改訂においては、「部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする。」と示されました。このことにより、クラブ活動については時間割に位置付けず、その代わりに全生徒に学校部活動への加入を義務付ける中学校が増加しました。さらに、平成10年の学習指導要領改訂では、特別活動の内容構成の見直しにより、クラブ活動は小学校を除いて、中学校では全面廃止となりました。

その後、「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書 ～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～（平成25年5月27日中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議）」、「学校現場における業務の適正化に向けて（平成28年6月17日文科科学省生涯学習政策局長・文科科学省初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長通知）」、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）（平成29年12月22日中央教育審議会）」がそれぞれ示されました。

これらを受けて、越谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、越谷市立中学校（以下「中学校」という。）における学校部活動の在り方や運営等について関係機関とともに検討し、平成30年3月に「越谷市立中学校における部活動ガイドライン」を策定しました。

さらに、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月文化庁）」及び「埼玉県の部活動の在り方に関する方針（平成30年7月埼玉県教育委員会）」がそれぞれ示されたことを受け、令和4年12月にこれらを参酌して内容を改定しました。

今回の改定の経緯については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁、文化庁）」が策定されたことや、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針（平成30年7月埼玉県教育委員会）」が「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針（令和6年3月埼玉県教育委員会）」に改定されたことを受けて、「越谷市立中学校における部活動ガイドライン」を「越谷市立中学校における学校部活動ガイドライン（以下「越谷市ガイドライン」という。）」に改定しました。

今後は、地域、関係団体及び関係各所等との連携を図りながら、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関して検討を進め、中学校の全ての生徒が、夢に向かって輝くことの実現を目指します。

I 学校部活動の基本的な考え方

1 学校教育における学校部活動の位置付け

学校教育における学校部活動の位置付けについては、中学校学習指導要領の総則に規定されている。

中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第1章第5の1のウ

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 学校部活動の意義

中学校学習指導要領解説総則編（平成29年7月）において、学校部活動の意義について規定されている。

中学校学習指導要領解説（平成29年7月）

第3章第5節1の② 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連 より

① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、

①前半の「スポーツや文化及び科学等に親しませ」という部分については、教育課程に位置付けられている教科等の学習との関連性について述べたものである。つまり、教科等の学習によって培われた知識や技能等を発揮しながら、個人の興味・関心を追求するという側面が大きく、教育活動の一環としての認識がなされている。一方、①後半の「学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである」という部分については、人とのかかわりを通してコミュニケーション能力を高め、自己実現を図るという人間性の向上を図るねらいがある。

3 学校部活動実施上の留意点と配慮事項

中学校学習指導要領解説総則編（平成29年7月）において、学校部活動実施上の留意点について規定されている。

第3章第5節1の② 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連 より

- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、

②については、部活動の意義の前半部分で示していた個人の興味・関心を追求するという側面から、教育課程との関連を図ること、学校教育の一環であることについて改めて強調しており、教育課程外の活動でありながらも学校教育における教育活動として重要な役割を果たすことを認識した上で、指導を推進することが求められている。これを踏まえ、各学校が学校部活動を実施するに当たっては、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

③については、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）（平成29年12月22日中央教育審議会）」において、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方から、業務の役割分担・適正化を着実に実行するため教員の勤務負担軽減を図るという視点、各学校部活動の専門性や技術指導などに関わる部分について、経験に基づく専門的な知識や技能、指導方法などについて学校の教員だけ指導することの困難さへの対応として、関係諸団体からの協力を得ることにより、活動全体を充実する視点について述べている。

Ⅱ 教育委員会が実施する施策

1 中学校における学校部活動ガイドラインの策定

- (1) 教育委員会は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁、文化庁）」及び「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針（令和6年3月埼玉県教育委員会）」（以下「国のガイドライン及び県の方針」という。）を踏まえて、越谷市ガイドラインを策定している。なお、越谷市ガイドラインにおける学校部活動とは、スポーツや文化及び科学等、中学校において教育課程外の活動として実施する全ての学校部活動について適用する。
- (2) 越谷市ガイドラインでは、国のガイドライン及び県の方針で示された休養日及び活動時間の基準を踏まえて、市として休養日及び活動時間等の基準を設定している。
- (3) 越谷市立小学校における中学校の学校部活動と同様の活動についても学校部活動に準ずるものとし、越谷市ガイドラインの規定を準用する。
- (4) 教育委員会は、各学校において学校部活動の活動方針及び活動計画の策定等が効率的に行えるよう、活用しやすい様式等を提供する。

2 社会教育施設等及び社会教育関係団体等の各種団体との連携

- (1) 教育委員会は、学校部活動における指導の充実を図るため、社会教育施設（公民館、科学技術体験センター、図書館、日本文化伝承の館、越谷コミュニティセンター、体育館）の利用や活用に関して支援するとともに、児童館の利用や活動に関して連携し、協力体制を整備する。
- (2) 教育委員会は、学校部活動における指導の充実を図るため、「越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱（平成8年8月告示第62号）」第2条に規定する社会教育関係団体と連携し、協力体制を整備する。

3 部活動外部指導者等の活用

- (1) 教育委員会は、「越谷市立中学校部活動外部指導者派遣事業実施要綱（平成10年3月27日教育長決裁。以下「外部指導者要綱」という。）」の規定に基づき、中学校の学校部活動の技術指導の補助を行うことにより学校部活動の充実を図るため、校長の求めにより教員以外で専門的な実技指導力を備えた者（以下「部活動外部指導者」という。）を派遣する。

- (2) 教育委員会は、「越谷市立小中学校日本伝統文化外部指導者派遣事業実施要綱（平成10年7月1日教育長決裁）」の規定に基づき、中学校の日本の伝統文化に係わる学校部活動の充実を図るため、校長の求めにより教員以外で専門的な実技指導力を備えた者（以下「伝統文化指導者」という。）を派遣する。
- (3) 教育委員会は、中学校における学校部活動に対する指導体制の充実を図り、学校部活動を活性化させるため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2の規定に基づき、中学校の教育に対する理解及び専門的指導力を備えた地域指導者（以下「部活動指導員」という。）を顧問として設置する。
- (4) 教育委員会は、各学校部活動の技術指導の補助を行うことにより学校部活動の充実を図るため、校長の求めにより「越谷市学校ボランティア制度運用要綱（平成28年12月教委告示第26号）」に規定する学生ボランティア（以下「学生ボランティア」という。）を派遣する。
- (5) 教育委員会は、学校部活動の運営及び効果的な指導を充実するため、部活動指導員に対する研修を行う。

4 指導・運営に係る体制の構築

- (1) 教育委員会は、部活動顧問、部活動外部指導者、部活動指導員等を対象とする指導に係る知識、実技及び技術の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るため、国、県及び競技団体等の実施する研修等について周知するとともに積極的な参加を促す。
- (2) 教育委員会は、学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るため、中学校の管理職を対象とする研修等を行う。
- (3) 教育委員会は、教員の学校部活動への関与について、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月25日中央教育審議会）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び出退勤管理システムを活用した勤務時間管理等を行う。

5 学校単位で参加する大会・コンクール等

各学校部活動が参加する大会・コンクール等については、教育的意義を十分に考慮するとともに、生徒及び部活動顧問の負担軽減の観点から年間12回程度を上限の目安とする。

Ⅲ 学校が実施する施策

1 学校部活動の設置

(1) 校長は、学校部活動を設置しようとするときは、学校部活動を取りまく様々な事項について総合的に検討し、学校教育の一環として設置することが適切であるかどうかという視点をもって判断する。学校部活動を取りまく様々な事項としては、

例えば、学校や地域の特色
設置学校部活動の変遷
生徒数の推移や生徒の実態
生徒のニーズ
学校の施設・設備・用具の状況
教員の指導経験及び教員数
部活動外部指導者等の有無 など

などが想定される。

- (2) 校長は、学校部活動の設置にあたり、新設、統合、休止、廃止等を行うときは、生徒及び保護者の意向についても配慮するよう努めるものとする。
- (3) 校長は、部活動顧問を決定するときは、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動外部指導者等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

2 学校部活動に係る活動方針の策定と公表

- (1) 校長は、越谷市ガイドラインに則り、毎年度、「学校の学校部活動に係る活動方針」（以下「活動方針」という。）を策定し、4月中旬を目安にホームページへの掲載等により公表するとともに、教育委員会へ報告する。
- (2) 活動方針の策定に当たっては、越谷市ガイドラインに示された休養日及び活動時間の基準に則るものとする。

3 各学校部活動の活動計画の策定と公表

- (1) 校長は、各学校部活動の活動時間及び休養日等を設定し、活動計画を策定する。活動計画は、ホームページへの掲載等により公表するとともに、その運用を徹底する。その際、おおむね次のような手順で行うものとする。

- ① 部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成し、校長に提出する。
 - ② 校長は、部活動顧問の作成した年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を確認し、各学校部活動の活動計画を策定する。活動計画は、生徒及び保護者への配付並びにホームページへの掲載等により公表する。
 - ③ 部活動顧問は、日々の活動内容をあらかじめ生徒に指導するものとする。
- (2) 校長は、部活動顧問が年間及び毎月の活動計画及び活動実績を作成するに当たり、生徒の状況、学校の特色、各学校部活動の特性等を考慮させるとともに、部活動外部指導者等のほか、生徒及び保護者の意見を取り入れるよう努めるものとする。
 - (3) 校長は、活動日、休養日及び活動時間等が適切に設定されているか、活動計画及び活動実績を確認し、必要な措置を講ずる。

4 部活動外部指導者等の活用

- (1) 校長は、各学校部活動の技術指導の補助を行うことにより学校部活動の充実を図るため、部活動外部指導者の派遣について、教育委員会に申し出ることができるものとする。
- (2) 校長は、外部指導者要綱第2条及び第3条の規定に基づき、部活動外部指導者として適していると判断する者を推薦できるものとする。
- (3) 校長は、日本の伝統文化に係わる学校部活動の技術指導の補助を行うことにより学校部活動の充実を図るため、伝統文化指導者の派遣について、教育委員会に申し出ることができるものとする。
- (4) 校長は、各学校部活動の技術指導の補助を行うことにより学校部活動の充実を図るため、学生ボランティアの派遣について、教育委員会に申し出ることができるものとする。

5 事故防止及び健康管理

- (1) 校長は、施設・設備の定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努める。
- (2) 部活動顧問は、活動前及び活動後に、使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。
- (3) 部活動顧問は、学校部活動で使用する用具を適切に保管又は管理するとともに、生徒に用具の正しい利用及び管理について指導する。
- (4) 校長は、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度を把握し、「熱中症予防

のための諸活動運営ガイドライン（平成30年8月越谷市教育委員会）」に基づいて活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断する。その際、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（財団法人 日本体育協会）」、「熱中症予防情報サイト（環境省）」などを活用する。

- (5) 部活動顧問は、活動開始時に生徒の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応するものとともに、生徒に体調管理の重要性について指導する。
- (6) 部活動顧問は、活動場所に限らず体調を整えるための場所を確保するなど、生徒自らが健康状態を管理できるよう配慮する。
- (7) 部活動顧問は、事故が発生した場合、速やかに校長に報告し、応急手当を施す。校長は、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講ずる。

6 校外における活動

練習試合や大会に参加するなど校外で活動する場合は、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) 部活動顧問は、実施日や活動場所、引率方法などを明記した引率届の提出など所定の手続きを確実にを行い、あらかじめ校長の承認を得る。
- (2) 部活動顧問は、徒歩、自転車、公共交通機関又は借上げバスなどを校外の活動場所への移動の手段として利用し、教員、保護者又は部活動外部指導者等が運転する自家用車等を利用して生徒を移動させてはならない。
- (3) 部活動顧問は、校外の活動場所への移動手段として自転車を利用する際、保護者に対し、生徒が自転車保険（賠償責任補償付き保険）に加入していることをあらかじめ確認する。
- (4) 部活動顧問は、校外で活動する場合の生徒の安全確保に向けて、次に掲げる事項について当日のみならず事前から具体的に指導する。
 - ① 移動の安全確保を図ること。
 - ② 移動中及び活動場所におけるマナー、ルールを遵守すること。
 - ③ 他校の生徒とのトラブルや盗難事故の防止に配慮すること。
- (5) 部活動顧問は、校外の活動場所への移動の引率責任者であることを認識し、生徒に付き添い、安全指導を徹底する。

7 学校部活動指導上の配慮事項

- (1) 部活動顧問は、各学校部活動において、その特性等を踏まえた合理的でかつ効

率的・効果的な活動を実施し、技能や記録の向上等を図る。運動部活動については中央競技団体が作成する指導手引を、文化部活動については各分野の関係団体等が作成する指導手引をそれぞれ活用する。

- (2) 部活動顧問は、技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるよう、各学校部活動の特性等を踏まえた科学的な練習方法等を積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
- (3) 部活動顧問は、安全点検の徹底、スポーツ障害・バーンアウトの予防、体罰の根絶及び異性の生徒への指導に係る正しい理解等、生徒の安全・安心の確保を徹底する。
- (4) 部活動顧問は、各学校部活動における技術的な指導方法について、部活動外部指導者等の意見を参考とするよう努めるものとする。

IV 休養日及び活動時間の基準

1 休養日

各学校部活動の運営については、生徒のバランスの取れた生活と成長の確保の観点などを踏まえるとともに、教員の勤務負担軽減の視点からも次に掲げる事項について休養日の基準とする。

(1) 平日（課業日）

少なくとも週1日を休養日とする。

(2) 週末（土曜日、日曜日、祝日等）

① 少なくとも1日以上を休養日とする。

② 週末に大会参加等で2日以上活動した場合、大会終了後の平日又は休日を休養日として振替える。

(3) 学校閉庁日は、休養日とする。

ただし、連続する学校閉庁日の開始日から起算して2週間以内に大会等への出場を控えている場合、校長の許可により休養日としないことを可能とする。その際、生徒及び保護者の理解を得られるよう、両者に対してあらかじめ十分な説明をするものとする。

(4) 長期休業中

① (1)、(2)に規定する休養日の設定に準じる。

② 一定程度長期の休養期間を確保するため、活動を実施しないオフシーズン（1週間程度を推奨）を計画的に設定する。

(5) 定期試験への対応

① 各校で設定する試験開始日前から終了までの一定期間は、休養日とする。

② 学年及び各学校部活動の特性等に関わらず、原則として学校として統一した対応を行う。

2 活動時間

各学校部活動の運営については、短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう、次に掲げる事項について活動時間の基準とする。

(1) 平日（課業日）

① 2時間程度とする。

② 授業時間が半日の場合、原則として3時間程度とする。

③ 朝練習については、原則として行わないが、学校の実態を踏まえ、最終的に

は校長の判断とする。

- (2) 週末（土曜日、日曜日、祝日等）

原則として3時間程度とする。

- (3) 長期休業中

原則として3時間程度とする。

- (4) 活動時間の範囲

練習試合など通常とは異なる活動を行う場合は、(2)、(3)に規定する活動時間の限りではない。ただし、生徒の健康に十分配慮し、長時間とならないよう計画的に実施するものとする。

3 大会・コンクール等への対応

大会・コンクール等の前の休養日及び活動時間については、1に規定する休養日及び2に規定する活動時間の限りではない。ただし、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) 校長は、教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担軽減の観点から、参加する大会・コンクール等を精査し、年間12回程度を上限の目安とする。

- (2) 校長は、生徒及び部活動顧問の過度な負担とならないよう、活動時間、休養日の設定について適切に指導すること。

- (3) 校長は、各学校部活動の特性等、生徒の心身の健康、部活動顧問の負担等を総合的に判断し、大会・コンクール等に向けた活動期間を定めること。

- (4) 部活動顧問は、大会等へ向けた練習及び大会・コンクール当日の活動計画、移動経路等について、あらかじめ生徒及び保護者の理解を得ること。

V 生徒及び保護者に対する配慮

1 学校部活動への所属

- (1) 学校部活動は、教育課程外の活動として、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、その参加については、生徒一人ひとりの考えを大切にす
る観点から、所属については生徒の選択によるものとする。
- (2) 生徒の所属する学校部活動の変更又は退部については、生徒及び保護者の意向を踏まえて、柔軟に対応するものとする。
- (3) 部活動顧問のほか、関係する教員は、生徒の学校部活動への所属又は変更に関する生徒及び保護者の意向を聞きながら、生徒一人ひとりの豊かな人間性や社会性を育む観点から、よりよい選択が行えるよう支援するものとする。

2 生徒の主体性の育成

- (1) 部活動顧問は、生徒が積極的に活動に取り組む雰囲気づくりや心理的な対応を心がけて指導する。
- (2) 部活動顧問は、大会等における成果を求めることに固執することなく、練習試合や他の学校との交流などを含めて、生徒一人ひとりが目標に向かって練習に取り組めるよう配慮する。
- (3) 部活動顧問は、協力して学ぶ力や仲間と困難を乗り越える力を身に付けるため、生徒同士が話し合いや学び合いを取り入れるなど指導法を工夫するとともに、リーダーを育成し、集団として生徒が主体的に活動に取り組めるよう配慮する。
- (4) 部活動顧問は、生徒間の暴力行為やいじめの防止のため、望ましい人間関係や人権感覚の育成を図れるよう配慮する。
- (5) 部活動顧問は、いかなる場合においても学校教育法第11条ただし書きに規定する体罰及び生徒に対して心理的に傷つけ、制圧を加える言葉による指導を行ってはならない。
(例)
(ア) 殴る、蹴る等。
(イ) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
 - ・長時間の正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水、休憩等の配慮をすることなく活動をさせる。

- ・ 武道等において、相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
 - ・ 防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- (ウ) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- (エ) セクシャルハラスメントと判断される行為や発言を行う。
- ・ 指導に当たり必要性や適切さを超えて身体接触を行う。
 - ・ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。
- (オ) 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

3 会計及び経済的負担

- (1) 部活動顧問は、年間活動計画及び前年度の決算などを基に予算を編成し、保護者から徴収する活動費の必要性などについて計画を立案する。
- (2) 部活動顧問は、生徒会活動費等からの部活動費及び保護者から徴収した活動費等を適切に管理するとともに、その執行状況について校長に報告する。
- (3) 校長は、各学校部活動における会計の執行及び管理状況を確認する。
- (4) 部活動顧問は、保護者から徴収した活動費の執行状況について保護者に公表する。
- (5) 部活動に必要な物品のうち、生徒が個人的に使用する物品の購入については、保護者の過度な経済的負担とならないよう配慮する。

VI 新たな地域クラブ活動

学校部活動の地域移行については、国は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁、文化庁）」を策定し、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間として、まずは、休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を地域の実情に応じて実現するよう示した。このガイドラインでは、地域クラブ活動の休養日や活動時間については、「学校部活動に準ずる」となっている。本市においても、学校部活動が地域クラブ活動に移行した際の休養日や活動時間については、学校部活動に準ずるものとする。